

<報道関係者に対する主な注意事項>

- ・カメラ撮りは、「問題用紙」が配付され、「問題用紙」表紙に記載された「注意」の説明が始まる前までとし、調査実施中は行わないこと。

取材開始	問題用紙の配布が始まった時点
取材終了	問題用紙の表紙に記載された「注意」についての説明が始まる前

(5分程度)

- ・問題用紙(表紙以外)を撮影するなど、調査問題の内容が分かるような報道を解禁時間前に行わないこと。また、個人のプライバシーが尊重されるように配慮し、児童生徒を特定できるような撮影・報道は行わないこと。

解禁時間 テレビ、ラジオ、インターネット：5月27日(木)17時
新聞：5月28日(金)朝刊

※教室後方からのみの撮影としてください。

※児童生徒本人以外にも、教室内の掲示物等の撮影にも配慮してください。

※教員の顔の撮影は可能ですが、顔を大きく写さない、名札を写さない等、学校名や個人名が特定されないよう撮影の配慮をお願いいたします。

撮影可能なものの例	撮影不可なものの例
<ul style="list-style-type: none"> ・問題用紙の表紙 ・未記入の解答(回答)用紙 ・教員(大きく映っていて個人が容易に特定できるようなものは不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題用紙の内容(問題、説明文等) ・個人番号シール票 ・番号等が記入された解答(回答)用紙 ・児童生徒の顔 ・児童生徒の氏名が記載された資料や持ち物、特徴的な所有物等

- ・調査実施への影響を考慮し、調査実施中に児童生徒及び学校関係者等に対するインタビュー等の取材は行わないこと。(取材申込みがあっても対応しないでください)。